

三重県国民保護計画の変更概要

1 警報等の情報伝達手段の追加に関する変更

- ・ 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、情報伝達手段としてEm-Net、J-ALERTを追加する。

【変更理由】

- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

2 県対策本部組織に関する変更

- ・ 県対策本部の組織を見直し、新たに県対策統括部及び県対策統括会議を設置する。

【変更理由】

- ・ 県対策本部組織の見直しに伴うもの。

3 都道府県区域を超える避難の場合における避難先都道府県知事に対する事務の委託手続に関する変更

- ・ 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、事務の委託を行うことを具体的に定める。

【変更理由】

- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

4 大規模集客施設等における避難対策に関する変更

- ・ 施設管理者等と地方公共団体の連携により、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう定める。

【変更理由】

- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

5 武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限に関する変更

- ・ 防災基本計画（原子力災害対策編）の改正を踏まえ、武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限について、状況に応じ、同計画に定め例により行うよう定める。

【変更理由】

- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの。